

平成28年度

包括外部監査結果報告書

要約版

子育て世代に対する行政支援について

岡山市包括外部監査人

小野和倫

目 次

I. 総括的概要	1
II. モデルケースによる行政支援制度の全体像.....	2
III. 各種子育て支援制度.....	5
IV. 女性が輝くまちづくり推進事業他.....	12

I. 総括的概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の第 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

2. 監査の対象

(1) 監査対象（選定した特定の事件）

子育て世代に対する行政支援について

(2) 監査対象年度

平成 27 年度

ただし、必要に応じて平成 26 年度以前及び平成 28 年度分についても監査の対象とする。

3. 監査テーマの選定理由

岡山市の税収は景気回復により改善傾向がみられるが、歳出面では、少子高齢化の進展に伴い、扶助費が年々増加しており、今後 5 年間の収支見込みにおいても、毎年増加が見込まれている。

岡山市の少子高齢化については、高齢化率が年々増加し、生産年齢人口も減少局面に突入する見込みである。岡山市第六次総合計画（長期構想）において、安心して子育てができ、若者や女性が輝くまちづくりを基本方向の一つとして定めており、とくに岡山市では女性が輝くまちづくり推進課にて、平成 26 年 4 月から、女性が輝くまちづくりの推進のための施策を行っている。

このように、少子高齢化の影響により扶助費が増加している中において、女性の活躍に重要な影響を及ぼす子育て支援にかかわる扶助費等について、①子育て支援にかかわる扶助費等の支給手続き及び管理体制の有効かつ効率的な整備及び運用②行政支援が本当に必要な者に対して支給がなされること③将来的に継続可能な行政支援制度の確立④子育てをしながら安心して働ける環境の整備は重要な課題であるとの認識であるため、焦点を当てることとする。

4. 監査の体制

包括外部監査人	公認会計士	小野	和倫
補助者	公認会計士	十川	智基
補助者	公認会計士	濱田	博英
補助者	公認会計士	壺田	周彦
補助者	公認会計士	柏野	聰太郎

5. 監査実施期間

平成 28 年 4 月 8 日から平成 29 年 3 月 28 日まで

Ⅱ. モデルケースによる行政支援制度の全体像

(1) モデルケース 1 (夫婦と子供 2 人の世帯)

モデルケース 1 では、夫婦と子供 2 人の世帯を想定する。詳細は以下のとおりである。なお、医療費の年間額は厚生労働省の「年齢階級別 1 人当たり医療費（平成 25 年度）により、自己負担額は健康保険制度の自己負担率（3 割又は 2 割）に基づく。

また、子ども医療費助成制度については、平成 28 年度から小学生の自己負担率が 1 割になったため、1 割として算定している。

		年間給与	給与所得 控除後所得	医療費自己負担年間額	
				外来	入院
父	35 才会社員	350 万円	227 万円	24,321 円	11,979 円
母	35 才主婦兼パート	90 万円	25 万円	24,321 円	11,979 円
長男	7 才小学校 1 年生	-	-	29,766 円	6,534 円
長女	3 才保育園児	-	-	27,528 円	16,872 円

この場合の行政支援制度の一覧は以下のとおり。

制度	給付	助成
児童手当	240,000 円	-
就学援助	58,460 円	-
子ども医療費	-	70,778 円
合計	298,460 円	70,778 円
総合計	369,238 円	

(2)モデルケース 2 (ひとり親世帯)

モデルケース 2 では、母親と子供 1 人のひとり親世帯を想定する。詳細は以下のとおりである。

		年間給与	給与所得 控除後所得	医療費自己負担年間額	
				外来	入院
母	35 才会社員 養育費の受領なし	220 万円	136 万円	24,321 円	11,979 円
長男	7 才小学校 1 年生	-	-	29,766 円	6,534 円

この場合の行政支援制度の一覧は以下のとおり。

制度	給付	助成
児童手当	120,000 円	-
児童扶養手当	345,840 円	-
就学援助	58,460 円	-
子ども医療費	-	6,534 円
ひとり親家庭等医療費助成制度	-	44,044 円
合 計	524,300 円	50,578 円
総合計	574,878 円	

(児童扶養手当 給付額は平成 27 年度の計算式による)

(ひとり親家庭等医療費助成制度 所得区分は「一般」、差額支給なし)

(3)モデルケース3（障害児のいる世帯）

モデルケース3では、夫婦と子供2人（うち1名は障害児）の世帯を想定する。詳細は以下のとおりであり、第二子が障害児（片足障害）である点以外はケース1と同様である。

		年間給与	給与所得 控除後所得	医療費自己負担年間額	
				外来	入院
父	35才会社員	350万円	227万円	24,321円	11,979円
母	35才主婦兼パート	90万円	25万円	24,321円	11,979円
長男	7才小学校1年生	-	-	29,766円	6,534円
長女	3才保育園児, 障害者手帳3級（片足障害）	-	-	27,528円	16,872円

この場合の行政支援制度の一覧は以下のとおり。

制度	給付	助成
児童手当	240,000円	-
就学援助	58,460円	-
子ども医療費	-	70,778円
岡山市児童福祉年金	33,000円	-
合 計	331,460円	70,778円
総合計	402,238円	

Ⅲ. 各種子育て支援制度

(1) 指摘事項

<指摘事項1 (就学援助制度) 出産費用の扱い>

出産費用を「特別の事情」と扱うこと自体は問題ないとするが、健康保険から支払われる出産育児一時金を控除し、その上で出産費用の実質的な負担額を所得から控除すべきである。

平成 27 年度の再審査申請書を通査したところ、以下のとおり出産費用の全額を所得から控除することにより認定されたが、出産育児一時金を控除すると所得制限を超えていた事例が発見された。

(単位：千円)

	所得	出産費用全額を控除した場合		出産一時金を控除した実質的な負担額を控除した場合		所得制限額	就学援助費支給状況	
		控除額	差引後所得	控除額	差引後所得		金額	児童・生徒数
事例 1	3,571	478	3,092	58	3,512	3,436	180	3 人分
事例 2	4,068	483	3,585	63	4,005	3,816	285	4 人分
事例 3	4,170	495	3,675	75	4,095	3,816	41	1 人分
事例 4	3,422	449	2,973	29	3,393	3,056	83	2 人分

(2) 意見

<意見1 (学習支援事業) 学習支援制度の対象拡大と周知>

この事業は「貧困の連鎖」の防止の上で重要であり、潜在的ニーズも大きいと思われるため、対象の範囲をより一層拡大すべきである。また、制度の周知を徹底すべきである。

<意見2 (就学援助制度) 障害者がいる場合の所得制限の緩和>

家族の中に障害者がいることにより、所得制限額に差をつけること自体は妥当なも

のと考えるが、所得制限額に定数を乗じるという方式でなく、障害者の人数によって決定する方式に改めるべきである。

<意見3 (就学援助制度) 障害者がいる場合の所得制限の緩和の周知>

所得制限の基準については「小中学生の就学援助申請のお知らせ」に明記し、不要な再申請と再審査を行わないようにするべきである。

<意見4 (就学援助制度) 障害者がいる場合の所得制限の緩和の規程化>

障害者がいる場合の1.3倍については、「岡山市就学援助規則」にも「岡山市就学援助認定基準及び支給基準額の決定について」にも記載がなく、明文で定められていない。

岡山市就学援助規則第2条第1項第2号の「要保護者に準ずる程度に困窮している」と教育委員会が認める者」という規定を受けて、「岡山市就学援助認定基準及び支給基準額の決定について」において「前年の合計所得金額が前項の額を超え、次のいずれかの状態にあるもの(1)保護者または家族に障害児(者)が居り生活に困窮していると認められる場合」と記載されているが、この条項の実務への反映が合計所得金額を1.3倍するという運用である。

個別的な事情を勘案する等、文章化の難しい判断基準ではないので、制度の透明性を高める観点から、このような明確な数値基準は制度上も明文化すべきである。

<意見5 (就学援助制度) 就学援助の申請手続きの改善>

郵送受付ができず、平日昼間3日間のみでの受付であり、区役所、支所、地域センター等での受付もできないことから、保護者が小中学校から離れた地域で就労している場合には申請することが難しいと考えられる。

また、必要書類として所得証明書、源泉徴収票等及び児童扶養手当証書の持参を求めているが、所得については市税情報、児童扶養手当については児童扶養手当担当部署の情報を利用すれば、書類の提出を不要にできると考えられる。

また就学援助費交付申請書を事前にダウンロードできるようにすると、事前の記入・入力が可能となり、申請者にとって利便性が高まる。

申請方法を見直し、より申請しやすい方法にすべきである。

<意見 6 (法外援護) 学童服等の現物支給>

就学援助世帯に対して岡山市独自の援助を行うという点で意義はあるが、他市でもあまり実施されておらず、効率的な実施が求められる。

就学援助制度においては医療費を除き金銭支給によっている。また法外援護制度のうち入学祝金等についても金銭支給によっている。

学童服等については現物支給によっているが、制服の有無、サイズ、価格、取引業者等の調査や、注文書、引換券、通知文等の作成と送付、業者からの引換券の回収と支払等、事務作業量が多くなっている。

現物支給によることは、給付の目的である学童服等の支給について必要最小限の財政負担となり、流用等の可能性が少ないことから、本制度の趣旨からすると効果的であるとは言える。

ただし、就学援助世帯に対する他の制度の大半が金銭支給である中で、この制度のみ現物支給によることは、事務作業量と給付金額のバランスを欠くものと思われる。

本制度を存続させるのであれば、金銭支給にすることを検討すべきである。また、担当部署を教育委員会就学課とすることを検討すべきである。

<意見 7 (法外援護) 入学祝金等>

被保護世帯に対して就学の援助を行うという点で意義なしとはしないが、他市でもあまり実施されておらず、複数部署で連携して業務を実施する非効率性もあり、生活保護制度における一時扶助と重複する面もあり、金額の妥当性を検討すべきである。

<意見 8 (小児慢性特定疾病医療見舞金) 事務手続きの費用対効果>

本制度対象者の要件を自動的に満たすような新制度が将来開始された場合は、本制度の助成額を新制度に上乗せするとともに、本制度を廃止し、制度利用者への助成額を保ちつつ、岡山市側の事務負担を減少させることを検討する必要がある。

<意見 9 (特定不妊治療給付金) 制度利用の推進>

不妊治療の重要性は増しており、不妊に悩む市民が必要に応じ相談や医療機関で受診ができるように、例えば、岡山市のホームページにおける制度のPRの充実や広報誌への掲載など、岡山市として、市民に対し制度の周知を促進する必要がある。

<意見 10 (特定不妊治療給付金) 所得制限、助成金額>

政令指定都市では新潟市、静岡市が岡山市よりも優遇された制度を設けている。総社市、玉野市では、まず岡山県の助成（岡山市と同水準）を受けることになるが、岡山県の助成額を超える医療費がかかった場合は超えた額の一部を助成している。

岡山市においても、所得制限の緩和や助成金額の充実等の検討をすべきである。

<意見 11 (病児保育事業) サービスのさらなる拡充>

市民の利便性を向上させるためには、市民の分布の状況や市域面積、公共交通機関等の整備状況等を考慮する必要がある。したがって、地域の病院や保育園、近隣市町村等と連携し、より多くの市民がサービスを受けられる機会を提供することが求められる。

<意見 12 (妊婦乳児健康診査費) 受診率>

7・8 か月児健康診査の受診率が低い主な理由は、3～5 か月児健康診査は自己負担がゼロであるのに対して、7・8 か月児健康診査受診費は半額（3,000 円）が自己負担のためと考えられる。現在の受診率が継続、上昇するように、今後自己負担額を検討することが必要である。

<意見 13 (妊婦乳児健康診査費) 未受診者への早期受診の推進>

妊婦一般健康診査等は、市民の妊娠届の提出の時期、転入・転出等の理由により、個人別に受診時期、回数に差が生じる。妊娠後期に初めて受診した等の場合は、医療機関を通じてハイリスク妊婦として認識・対応する体制を整備しているが、受診の遅れや未受診から、妊婦の健康や生活面での問題が危惧されるため、早期かつ適切な回数の受診をより推進する必要がある。

<意見 14 (児童手当) 過払金の督促事務>

過払金の回収にあたっては、滞納期間が長期化するほど回収が困難となる可能性が高まることから、督促事務手続を明確化するとともに、電話による連絡を組み合わせ、早期回収を目標とする仕組みの確立が求められる。

<意見 15 (児童扶養手当) 過払金の督促事務>

過払金の回収にあたっては、滞納期間が長期化するほど回収が困難となる可能性が高まることから、督促事務手続を明確化するとともに、電話による連絡を組み合わせ、早期回収を目標とする仕組みの確立が求められる。

<意見 16 (障害児保護費) 重要事項の決裁方法>

岡山市では、重要決裁事項は文書管理システムにて一元管理し、決裁事項を検索できる仕組みとしている。児童記録を一括して文書管理システムに登録しているが、決定、給付の決裁は、決定通知書に承認印欄を設けて書面上で決裁している部署が確認された。少なくとも、決裁事項を検索できる程度の内容を文書管理システムに登録の上、決裁する等、文書管理システムの有効活用を検討すべきである。

<意見 17 (障害児保護費) 決裁証跡>

起案票への決裁日の記載漏れや決裁日が修正可能な鉛筆書きで記載されていた部署が確認された。システム管理で起案票を出力し、決裁後は、起案票には修正できないようにボールペン等にて決裁日を忘れなく記載し、文書管理システムの決裁日と整合させるべきである。また、修正する場合においても、2重線を引き訂正印を押印すべきである。

<意見 18 (障害児保護費) 通所、入所等の窓口>

障害児通所支援事務は、児童福祉法改正により、住民に身近な所でサービスが決定できるように、市町村事務と位置付けられた事務であるが、岡山市では、通所先により窓口が、こども総合相談所もしくは福祉事務所と決定される。市民の利便性を鑑み、窓口の明確化を検討すべきである。

<意見 19 (障害児保護費) 使用システム>

使用システムについて、措置は児童相談システム、契約入所はエクセル、通所はGprimeシステムによる管理となっている。統一システム、連携システムによる運用を行うことにより、業務の効率性が増すため、今後、システム導入の際は、他部署等と

も連携したシステムの導入が必要である。

<意見 20 (障害児保護費) システムチェックエラー>

事業者からの請求内容をシステム処理すると、エラー警告等の一覧が出力される仕組みとなっている。障害福祉課では、当該内容を確認しているが、経常的に発生している単純エラー等は、事業所等に事前に通達を出し、エラー等の発生を未然に防ぐべきである。

<意見 21 (心身障害保険扶養年金) 制度利用可能者の把握>

市民からの申請がなくとも、岡山市で把握可能な情報の範囲内において、本来給付等を受けられる対象者への給付・通知等が漏れなくなされているか、定期的に確認する体制を整備する必要がある。

<意見 22 (高等職業訓練促進給付金事業) 制度の周知活動の充実について>

平成 28 年 4 月から対象資格も拡充されていることから、あわせて利用度を向上させるため、おかやま子育て応援サイト「こそだてぽけっと」ページ上での制度紹介や支給事例の掲載など利用可能な様々な媒体を通じた周知活動の充実を図る必要がある。

<意見 23 (法外援護事業) 自立援護金制度の見直し>

世帯自立分について、就労自立給付金との合計額が一定額以上となった場合に、自立援護金の支給額から就労自立給付金の受給額の一部を控除するようにする併給調整、又は自立援護金の給付時期を分割支給としてより長期にわたって生活保護脱却後の不安定な生活を支えるようにする等、自立援護金制度を就労自立給付金制度と一体的に運用し、より効率的な実施を検討すべきである。

<意見 24 (児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成制度、就学援助制度) 所得制限のある制度における未申告者の扱い>

児童扶養手当について、申請者の世帯員のほか同居の扶養義務者の所得も確かめる必要があるが、未申告の場合は聞き取りによって所得額を確かめている。

ひとり親家庭等医療費助成制度について、医療保険世帯員の所得を確かめる必要があるが、未申告の場合は簡易申告フォームによる金額に基づいている。

就学援助制度において、家庭調書に所得無と記入されていて未申告の場合は原則として所得なしと扱っており、家庭調書記載の成人全員が所得無と記入されている場合等必要な場合に聞き取りを行っている。

これらについて、収入の内容等から明らかに課税所得がないと認められる場合を除き、市民税の申告を求めることを検討すべきである。

<意見 25 (児童扶養手当、ひとり親家庭等医療助成制度) 休日開庁及び平日時間延長の拡大>

児童扶養手当及びひとり親家庭等医療助成制度について、現状では繁忙期の休日開庁及び平日の窓口時間延長の際に申請書類の受理及び聞き取りを区役所市民保険年金課において行っているところであるが、夜間休日の対応の拡大を検討すべきである。

<意見 26 (児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成制度、就学援助制度) 申請書等様式のダウンロード>

児童扶養手当制度の「児童扶養手当新規認定・額改定申請請求書」、ひとり親家庭等医療費助成制度の「ひとり親家庭等医療費受給資格証申請書」及び就学援助制度の「就学援助費交付申請書」について、岡山市ウェブサイトからの申請書のダウンロードを可能とすべきである。

<意見 27 (児童扶養手当、就学援助制度) 申請書等作成支援ツールの整備>

児童扶養手当の新規認定申請書と就学援助の交付申請書等、記載内容の多くが共通する複数制度の申請書について、申請者の利便性及び関連する制度の申請漏れの防止のために、それらの同時作成を可能とする作成支援ツールを整備することを検討すべきである。

<意見 28 (就学援助制度) 利用者負担金の減免及び給付額の複数段階化>

就学援助制度において、給付額を所得に応じて段階的に変化させることを検討すべきである。

IV. 女性が輝くまちづくり推進事業他

(1) 指摘事項

<指摘事項 2 (さんかく岡山) 金庫内物品の管理状況①>

金庫内部に不明現金、テレホンカードが発見された。発生年度及び発生原因が不明なまま、数年間放置されていたものであり、適切な手続きを得た上で岡山市として受入処理を行うべきである。

<指摘事項 3 (さんかく岡山) 金庫内物品の管理状況②>

金庫の中に岡山市所有のものでない物品が多数保管されていた。本人や団体に返還するなど適切に処分すべきである。

- ・過去に終了した事業に係る通帳 4 通 (名義は個人)
- ・登録団体の印鑑、個人の印鑑
- ・登録団体のコンサートチケット (期限切れ)

<指摘事項 4 (さんかく岡山) 金庫内物品の管理状況③>

金庫の中に現在は使用していない以下の物品が保管されていた。不正使用を防止する観点からも適切な手続きを得た上で処分すべきである。

- ・旧角印 (男女共同参画課時代に使用)
- ・現在は使用していない領収書綴り
- ・タクシーチケット控え (15 年以上前のもの)

<指摘事項 5 (さんかく岡山) 切手管理台帳のチェック>

切手の管理台帳は使用日、使用者、送付先、使用目的、受入数、払出数、残数の記入がなされているが、使用者以外が使用状況を確認していない。不正使用を防ぐため、リスクの重要性を鑑み、定期的に使用者以外が使用状況を確認する必要がある。

<指摘事項 6 (さんかく岡山) 金庫の管理状況>

金庫の管理状況については、金庫の暗証番号を職員全員が把握しており、職員であれば、誰でも開けられる状況となっている。現金事故を防ぐ観点から、一定の職員のみ暗証番号を付与すべきである。しかし、職員の勤務ローテーションの関係上、一

定の職員のみ暗証番号を付与することは難しいとのことであるため、例えば、出勤後、金庫を開錠した職員は、記録簿に記入し、開錠した人物を特定し、さらに開錠作業を別の職員が確認するなど、金庫の管理状況について、内部牽制が働くような仕組みを構築すべきである。

<指摘事項7 (さんかく岡山) 印鑑の管理状況>

さんかく岡山で使用する印鑑(3本)が金庫の中に保管されているが、誰でも押印可能な状態で保管されている。例えば、鍵のかかる場所や小金庫に当該印鑑を保管し、その鍵は押印権限者が保管するなど、誰でも押印できる状況とならないよう適切に保管すべきである。

<指摘事項8 (さんかく岡山) 利用案内の訂正>

レンタル物品であるビデオカメラは廃棄しており既に存在しないが、会議室利用案内には付属設備使用料として「ビデオカメラ時間当たり200円」との記載がある。会議室利用案内及びホームページの利用案内を訂正すべきである。

(2) 意見

<意見29 (女性が輝くまちづくり推進事業) 女性が輝くまちづくり推進事業の周知>

女性がはたらきやすい職場環境や子育てと仕事の両立ができる環境が構築されているかどうか、市民や市内企業にPRすることが必要である。具体的には、アンケート結果などから有給取得率や育休取得率など、わかりやすい数値・指標の年度比較を行い、働きやすい職場環境が構築されつつあるか、市民や市内の企業に周知することが必要である。

また、女性が輝くまちづくりのために情報発信をさらに一層行うべきである。ホームページの充実、情報誌の内容の充実、市民が参加したくなるようなセミナーを開催する、など実行すべきである。

<意見30 (男性管理職向けセミナー) セミナー開催の周知及びセミナー内容の見直し>

参加ターゲットである男性管理職の興味があるようなセミナーの内容、またセミナーの周知方法を見直し、より多くの男性管理職に参加してもらえるようにすべきである。

<意見 31 (情報誌 DUO) ホームページの更新遅延>

最新号(41号)は「男女共同参画情報誌「DUO」(デュオ)」のリンク先においてPDFデータでアップされているが、上記画面の情報が更新されていない。適宜、更新を行うべきである。

<意見 32 (DV 被害者民間シェルター運営支援事業補助金) 補助金額の増額の検討>

DV 被害民間シェルターの補助金額が65万円であり、民間団体にとっては、赤字とすることが見込まれることから、応募がないと思われる。補助金額の増額や何らかのインセンティブを付与するなど、民間団体が応募するような条件となるように改訂すべきである。

<意見 33 (さんかくカレッジ) 受講者、受講率の増進対策>

受講率が低い講座も存在するため、市民の興味をひくような講座の開催や講座の告知方法の見直しを行い、男女共同参画を推進する地域リーダーを養成するという目的を達成できるよう、さんかくカレッジを開講すべきである。

<意見 34 (さんかく岡山) 施設利用者の集計方法>

ギャラリー他利用者の集計方法を変更することにより、利用者数は、大きく変動しており、年度により、大きな変動があるため、利用者数の集計方法を統一すべきである。また、入り口が3か所あり、重複してカウントしている可能性もある。施設利用者の定義を明確にし、適切に利用者をカウントすべきである。

<意見 35 (さんかく岡山) さんかく岡山の認知度>

さんかく岡山の認知度は、統計結果によると、市民の約半分が知らないとなっており、認知度を上げる必要がある。たとえば、市内の保育園や幼稚園から児童の校外学習などを受け入れることにより、さんかく岡山の認知度を高めることができ、休日などに保護者と一緒にイベントに参加することも考えられる。また、さんかく岡山では

映画の無料上映なども実施しており、様々なイベントを実施しているため、さんかく岡山の認知度を高めて、より多くの市民が集い、さんかく岡山が目指す施設とする必要がある。

<意見 36 (さんかく岡山) 出先機関の管理監督>

女性が輝くまちづくり推進課の出先機関であるさんかく岡山については、本庁の所管課が定期的に管理監督を行う体制を構築すべきである。また、出先機関自体でのセルフチェックも定期的に行うべきである。

<意見 37 (さんかく岡山) 託児室の存在の周知>

さんかく岡山は、商店街に隣接しており、商店街がイベント実施する際には連携を図っているとのことであるが、商店街に託児所のポスターなどを貼付するなど、託児室の存在を周知し、利用促進の方策を検討すべきである。

<意見 38 (さんかく岡山) 託児ボランティアの登録促進>

託児ボランティアの登録人数が増加すれば、利用者数が増えるというものでもないが、託児ボランティアの高齢化も進んでおり、大学生などの若年層への託児ボランティアの告知を行うことにより、託児ボランティア登録促進を図る必要がある。

<意見 39 (さんかく岡山) 会議室、ミーティングルームの利用率の集計>

現状では、各部屋（会議室、ミーティングルーム）の利用率を集計しておらず、各部屋がどれくらいの頻度で利用されているのかを把握し、利用率の低い部屋について利用促進の対策を打つためにも、利用者数だけでなく、各部屋の利用率も集計しておくべきである。

<意見 40 (さんかく岡山) 施設の修繕>

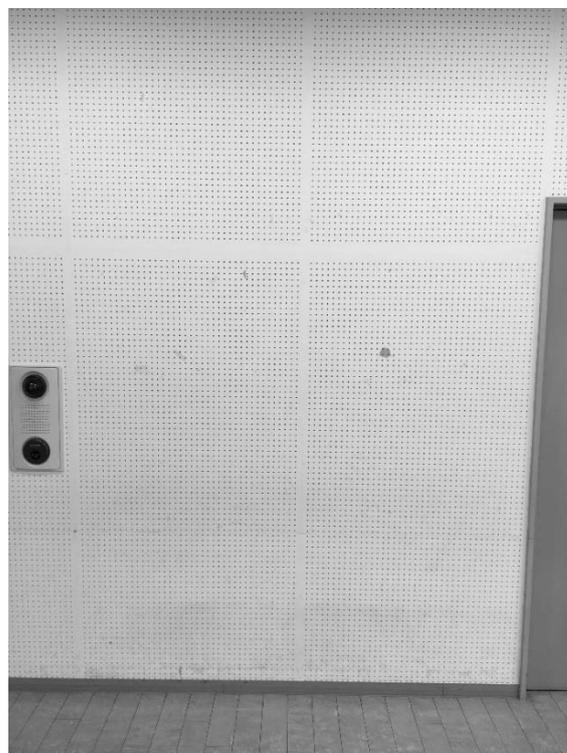
会議室利用者から使用料を徴収しており、また、さらなる利用促進や利用者に快適に使用してもらうことを考えると、傷んだ箇所について修繕・美装を行うべきである。

【会議室の現状】

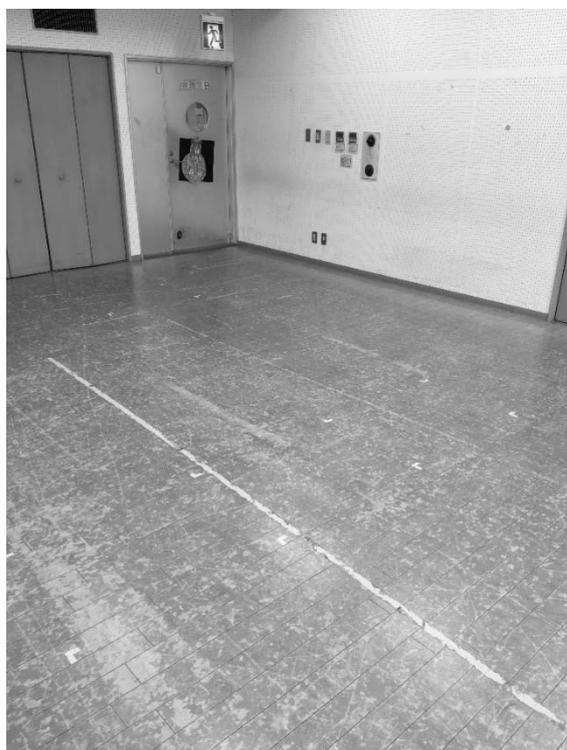
(画像 a 会議室の床：傷んでいる状況)



(画像 b 会議室の壁：穴が開いている状況)



(画像 c 会議室の床：傷んでいる状況)



(画像 d 会議室 B のドア：汚れ、傷が目立つ状況)



<意見 41 (さんかく岡山) 見やすいホームページの構築>

さんかく岡山では、多種多様なイベントを開催しており、より多くの市民に利用してもらうためにも、見やすくわかりやすいホームページ構成（例えば、さんかく岡山のホームページを独立のウインドウとして構築する、実際の催し物の画像を掲載するなど）とし、情報発信の間口を広げるべきである。

<意見 42 (さんかく岡山) 指定管理者制度の導入の検討>

さんかく岡山全体（男女共同参画社会推進センター「さんかく岡山」及び男女共同参画相談支援センター）の指定管理だけでなく、男女共同参画社会推進センター「さんかく岡山」のみの指定管理なども検討し、指定管理者制度の導入の検討の可否を今一度行うべきである。

<意見 43 (女性が輝く男女共同参画推進事業所の認証制度) 認証制度の周知>

シンボルマーク（ロゴマーク）などを作成し、認証を受けた企業には使用を許可する、認証を受けた企業に認証シールを提供するなど他企業や市民に対してもPR効果を生むような制度とし、認証することによるメリットを企業側が享受できるようにすべきである。

<意見 44 (女性が輝く男女共同参画推進事業所の認証制度) 認証取得企業に対するインセンティブの提供>

建設工事部門の格付等級決定時の主観点加算以外にも、優遇の範囲を拡大すべきである。また、岡山市内部だけでなく、外部の公共団体などとも連携し、認証制度を受けている企業であるということを明示できるようにし、認証取得企業であることのメリットを享受できるようにすべきである。

以 上